

# 平成 24 年度病害虫発生予察情報 技術情報

第5号(広島県西部農業技術指導所)  
第3号(広島県東部農業技術指導所)  
第2号(広島県北部農業技術指導所)

平成 25 年 3 月 8 日

広島県西部農業技術指導所  
広島県東部農業技術指導所  
広島県北部農業技術指導所

## 水稻初期除草剤の使用時期の変更について

水稻初期除草剤の使用時期が、平成 24 年8月から変更になっています。

初期除草剤の移植前・播種前の使用は、  
**「7日前まで」**です。

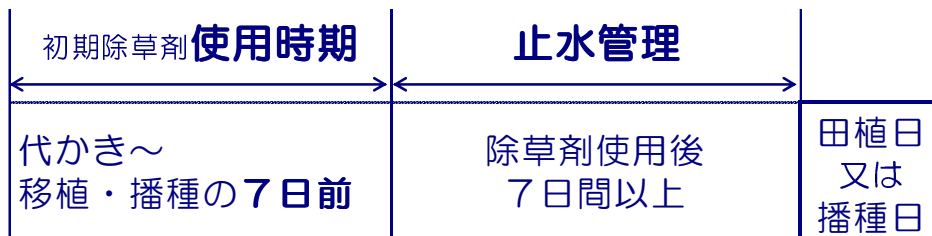
### 1 除草剤の使用時期に注意しましょう。

水稻初期除草剤の使用時期は、これまで「植代後(時)～移植4日前まで」「代かき後(時)～播種4日前まで」の適用がありました。それが、「植代後(時)～移植**7日前まで**」「代かき後(時)～播種**7日前まで**」に変更となっています。

誤って使用すると、農薬取締法違反となり罰則の対象となりますので、間違えないように使用してください。

### 2 除草剤使用後の止水管理を徹底しましょう。

「使用した除草剤が圃場外に流出し、周辺環境に悪影響を及ぼす」ことがないような管理が必要です。畦畔の補修といった漏水対策を行い、水尻(落水口)を止めた後に除草剤を使用しましょう。また、**除草剤使用後は7日間以上の止水管理**を徹底しましょう。



○病害虫発生予察情報に関するお問い合わせ先

広島県西部農業技術指導所(東広島市八本松町原 6869 電話 082-420-9662)

広島県東部農業技術指導所(福山市三吉町 1 丁目 1-1 電話 084-921-1311(内線 3810・3811))

広島県北部農業技術指導所(三次市十日市東 4 丁目 6-1 電話 0824-63-5181(内線 2607・2608))